

第 4 3 7 回（臨時）福崎町議会会議録

平成 2 3 年 4 月 2 8 日（木）
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 3 年 4 月 2 8 日、第 4 3 7 回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 5 名

1 番	難 波 靖 通	9 番	吉 識 定 和
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	石 野 光 市
3 番	宮 内 富 夫	1 1 番	小 林 博
4 番	釜 坂 道 弘	1 2 番	東 森 修 一
5 番	福 永 繁 一	1 3 番	富 田 昭 市
6 番	志 水 正 幸	1 4 番	北 山 孝 彦
		1 5 番	高 井 國 年
8 番	広 岡 史 郎	1 6 番	松 岡 秀 人

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案上程・議案説明
- 第 5 質疑
- 第 6 討論・採決
- 第 7 議長選挙
- 第 8 副議長選挙
- 第 9 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任
- 第 1 0 特別委員会委員の選任
- 第 1 1 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第 1 2 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 第 1 3 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第 1 4 くれさか環境事務組合議会議員の選挙

第 1 5 議席の変更

第 1 6 追加議案の上程、議案説明、質疑、討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 議案上程・議案説明
- 日程第 5 質疑
- 日程第 6 討論・採決
- 日程第 7 議長選挙
- 日程第 8 副議長選挙
- 日程第 9 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任
- 日程第 10 特別委員会委員の選任
- 日程第 11 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 日程第 12 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 日程第 13 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 日程第 14 くれさか環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第 15 議席の変更
- 日程第 16 追加議案の上程、議案説明、質疑、討論・採決

1. 議案件名

- 議案第 3 2 号 福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 監査委員の選任について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 3 7 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

満開の桜もいつしか葉桜となり、かざす手のひらも青く染まります。

議員各位におかれましては、本日は早朝よりご健勝にてご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、議案 1 件であります。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 1 5 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 4 3 7 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、日程に入る前に、4 月 1 日付で職員の異動があり、その内容についてはご承知のことと思いますが、このたび新しく課長になられました長澤水道課長並びに山本下水道課長からごあいさつを受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

長澤水道課長、どうぞ。

水道課長 4月1日の人事異動によりまして、水道課長を拝命いたしました長澤でございます。

微力ではございますが、水道行政につきまして、安全・安心・安定の向上を目指して努力してまいります。議員の皆様方におかれましては、温かいご指導、ご鞭撻のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは続きまして、山本下水道課長、どうぞ。

下水道課長 4月1日付の人事異動によりまして、下水道課長を拝命いたしました山本でございます。

微力ではございますが、下水道事業の推進に努めてまいる所存でございます。議員皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、これから本日の会議を開き、日程にはいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長が指名をいたします。
5番、福永繁一議員
12番、東森修一議員
以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、本日1日間という結論を得ております。
よって、本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
第436回定例会閉会后、本日までの主要事項について別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 議案上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。
議案第32号、福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町 長 これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
おはようございます。

第437回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

東日本の大震災から1カ月半が過ぎました。地震、津波、原発事故が重なった災害は、日を重ねるごとにその大きい姿を見せております。

福崎町も新年度をスタートいたしました。しかし、この震災の影響はどんな形であらわれてくるのか不安であります。この戦後最大の災害を乗り切るためには、私たち全国民が協力、協働をしていかなければならないと思っております。戦後のあの被害を乗り切った先輩諸氏の尽力を参考にしながら、これからも一所懸命に努めてまいらなければならないと考えております。

さて、今議会に提案いたしております議案は、第32号、福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例であります。

福崎町にはこれに類する施設はないわけでありましてけれども、中播衛生センターは「福崎町の条例を準用する」と、このようになっておりますために、福崎町の条例を整備する必要が生まれております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、詳しい説明につきましては担当課長が行いますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案の大要の説明が終わりました。

それでは、これから詳細説明を求めてまいります。

それでは、議案第32号、福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、事務局より朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 議案第32号、福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成22年5月19日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。この改正に伴い、条例を改正するものです。

改正内容は、一般廃棄物の処分を行うために一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をし、県知事に届け出なければならないと定められており、今回の改正では、届け出に係る一般廃棄物処理施設については、第9条の3第6項が新たに追加されたことにより、以下の条項を繰り下げ整備するものです。

関係する処理施設としては、くれさかクリーンセンター及び中播衛生センターがあります。

それでは、住民生活課資料1ページの「福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 新旧対照表」をごらんください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3第2項の規定に基づき、条例第1条中、第8項を同条第9項に、同条第7項を同条第8項に改めるものです。

この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものです。
よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で提案議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

日程第5 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、議案第32号、福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、議案に対する質疑を終結し、次の日程に進みます。

日程第6 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

それでは、議案第32号、福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第32号、福崎町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は終了いたしました。

この際、慣例によりまして、高い席からではございますが、一言皆様方にお礼を申し上げたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

平成22年12月10日の第434回定例会において、議員各位の温かいご支援によりまして、福崎町議会議長の要職に就任以来、本日まで大過なくその職務を無事果たすことができました。これも議員各位並びに町長、副町長を初め幹部、職員の皆様方の絶大なるご支援とご協力のたまものと存じます。ここに改めて心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

この間、町民各位の負託にこたえて、議会としての機能と責任を十分に果たすべく、議員各位のご協力、ご支援をもって住民福祉の向上、町政発展に取り組んでまいりました。

今後とも、皆様方の変わらぬご厚情をお願い申し上げ、まことに簡単ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

なお、理事者の皆様方には恐れ入りますが、しばらくの間退席をお願いし、しばらく休憩をいたします。

なお、全員協議会を第1委員会室で10時から行いますので、ご参集ください

ますようお願い申し上げます。

◇

休憩 午前 9時46分

再開 午前10時20分

◇

日程第7 議長選挙

副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
この際、ご報告申し上げます、お諮りをいたします。
先刻、議長、松岡秀人議員より本日付で議長辞職願が、私、副議長あてに提出
されました。
お諮りをいたします。

議長、松岡秀人議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題
とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、松岡秀人議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とす
ることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

地方自治法第108条の規定により、議長、松岡秀人議員の議長辞職を許可す
ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長、松岡秀人議員の議長辞職を許可することに決定をいたしました。
この際、重ねてお諮りいたします。

ただいま、議長、松岡秀人議員の議長辞職に伴い欠員となりました議長の選挙
を、本日の日程に追加して行うこととしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに決定いたしました。

準備のため、しばらく休憩いたします。議場にて休憩をお願いしたいと思います。
す。

◇

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

◇

副議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
これより議長選挙を行います。選挙の方法は、投票による方法と指名推選によ
る方法があります。いずれの方法とすべきか、お諮りいたします。

(「投票」の声あり)

副議長 ただいま、投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとしてご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は投票によることと決定をいたしました。

それでは、選挙の方法が決定いたしましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

副 議 長 ただいまの出席議員数は15名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、志水正幸議員、13番、
富田昭市議員。以上の両議員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。
よって立会人に6番、志水正幸議員、13番、富田昭市議員の両議員を指名す
ることに決定いたしました。以上の議員、よろしくお願いいたします。
それでは、投票用紙をお配りいたします。

(投票用紙配付)

副 議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

副 議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

副 議 長 「異常なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長の点呼に応
じ、投票記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお
願ひいたします。
なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載
台で記載の上、投票箱へ投函していただき、席へ帰っていただく方法でお願い
いたします。

それでは事務局長に点呼を命じます。

事 務 局 長 それでは、命によりまして点呼を行います。よろしくお願いいたします。
議席順に申し上げます。

- 1番、難波靖通議員
- 2番、牛尾雅一議員
- 3番、宮内富夫議員
- 4番、釜坂道弘議員
- 5番、福永繁一議員
- 6番、志水正幸議員
- 8番、広岡史郎議員
- 9番、吉識定和議員
- 10番、石野光市議員
- 11番、小林博議員
- 12番、東森修一議員
- 13番、富田昭市議員
- 14番、北山孝彦議員
- 15番、高井國年議員
- 16番、松岡秀人議員

副 議 長 投票漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 副 議 長 投票漏れなしと認めます。よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。
(投票箱閉鎖)
- 副 議 長 それでは、これより開票を行います。
志水正幸議員、富田昭市議員、開票の立ち会いをお願いいたします。
(開 票)
- 副 議 長 それでは、選挙の結果を報告いたします。
投票総数 15 票。うち、有効投票 11 票、無効投票 4 票。
有効投票中、松岡秀人議員 11 票。
以上のおりです。
この選挙の法定得票数は 4 票です。よって松岡秀人議員が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。
(議場を開く)
- 副 議 長 ただいま議長に当選された松岡秀人議員が議場におられます。
会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。
これで私の職務を終わります。ご協力をいただき、ありがとうございました。
不慣れな議長選挙の運営にもかかわりませず、議員各位のご協力をいただき、無事終了することができましたこと、誠にありがとうございます。
ただいま、新しい議長が誕生されましたので、ごあいさつを受けてまいりますが、その前に大変高いところからではございますが、私よりお礼のごあいさつを申し上げたいと思います。
昨年 12 月に皆様のご推挙により副議長の大任を仰せつかりまして以来、松岡議長のもとで議会の活性化や町民福祉の向上に微力ではありますが、全力で努めてまいりました。この間、皆様方には温かいご指導とご協力を賜りましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。
今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げますとともに、後になりましたが嶋田町長を初め幹部、職員の皆様方のご協力に対し心から感謝を申し上げ、言葉足らずではありますが、退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
これより新議長のあいさつを受け、議事運営を代わらせていただきます。
松岡議長、議長席をお願いいたします。
- 議 長 高い席からではございますが、皆さんに一言ごあいさつを申し上げます。
ただいま、議員各位の格別のご理解とご支援をいただきまして、福崎町議会の議長のご推挙を賜りましたこと、身の引き締まる思いでございます。謹んで厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。
現在、我々を取り巻く社会情勢は東日本大震災の発生以降、大きく変化いたしました。東日本大震災は、我が国の地域社会がいかに災害に対してもろくて弱いものであったかを明らかにしました。これからの地域のあり方、自治体における防災対策のあるべき方向性や、現在取り組まれている被災者や国民支援のあり方など、避けて通ることのできない課題が山積しております。
このような中、福崎町は調和のとれた住みよい豊かなまちづくりを目指して、力強く前進しているところであります。
ご承知のように、本年は町制 55 周年という記念すべき年であります。先人たちが残された業績を振り返り、自律する福崎町としてさらなる発展ができるよう、皆様方のご精励をお願い申し上げます。

こうしたまことに重要な時期に、議員各位には強いご支援とご厚情、ご協力を賜りまして議長に選任いただきました。身に余る光栄と感激いたしますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいります。何とぞ、皆様方各位におかれましても格別のご支援、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げ、簡単措辞ではございますが、議長就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

◇

日程第8 副議長選挙

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ご報告申し上げます、お諮りいたします。
先ほどの休憩中に副議長、難波靖通議員より本日付で副議長辞職願が提出されました。
お諮りいたします。
副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。
地方自治法第108条の規定により、副議長、難波靖通議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、副議長、難波靖通議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。
諸準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
この際、お諮りいたします。
ただいま、副議長、難波靖通議員の副議長辞職に伴い欠員となりました副議長の選挙を、本日の日程に追加して行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、副議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、投票による方法と指名推選による方法とがありますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」の声あり)

ただいま、投票との声がありますが、副議長選挙の方法は投票によることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、副議長選挙は投票によることと決定いたしました。
それでは、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

議 長 ただいまの出席議員数は15名であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、広岡史郎議員、14番、北山孝彦議員。以上の両名を指名いたします。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって立会人に8番、広岡史郎議員、14番、北山孝彦議員の両君を指名することに決定いたしました。以上の両君、よろしくお願いいたします。
それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議 長 「異常なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長の点呼に応じて、投票記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函していただき、席へ帰っていただく方法でよろしく願います。

それでは事務局長に点呼を命じます。

事 務 局 長 失礼します。
それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願いいたします。
議席順に申し上げます。

- 1 番、難波靖通議員
- 2 番、牛尾雅一議員
- 3 番、宮内富夫議員
- 4 番、釜坂道弘議員
- 5 番、福永繁一議員
- 6 番、志水正幸議員

8 番、広岡史郎議員
9 番、吉識定和議員
10 番、石野光市議員
11 番、小林博議員
12 番、東森修一議員
13 番、富田昭市議員
14 番、北山孝彦議員
15 番、高井國年議員
16 番、松岡秀人議員

議 長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 投票漏れなしと認めます。よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

議 長 これより開票を行います。
広岡史郎議員、北山孝彦議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

議 長 それでは、選挙の結果を報告いたします。
投票総数 15 票。うち、有効投票 10 票、無効投票 5 票。
有効投票中、北山孝彦君 10 票。
以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。よって北山孝彦君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

議 長 ただいま副議長に当選された北山孝彦君が議場におられます。
会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。
ただいま当選されました副議長から、就任のごあいさつを受けたいと思います。
副議長、演壇へどうぞ。

副 議 長 ただいま副議長に選任されました。
何分、微力でございますけれども、精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 しばらく休憩いたします。
なお、休憩後、議員の皆様には第 1 委員会室において全員協議会を開催しますので、ご参集くださいますようお願いいたします。

◇

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午後 1 時 40 分

◇

日程第 9 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次の日程は、各常任委員、議会運営委員の選任でございます。
委員会条例第 7 条第 1 項により議長が議会に諮って指名することになっております。

ただいまから指名いたします。

総務文教常任委員会の委員は、釜坂道弘君、志水正幸君、富田昭市君、東森修一君、広岡史郎君。以上5名でございます。

民生常任委員会の委員は、牛尾雅一君、小林 博君、高井國年君、難波靖通君、そして私、松岡秀人でございます。

産業建設常任委員会の委員は、石野光市君、北山孝彦君、福永繁一君、宮内富夫君、吉識定和君。以上5名でございます。

議会運営委員会の委員は、釜坂道弘君、小林 博君、富田昭市君、東森修一君、福永繁一君、宮内富夫君。以上6名であります。

お諮りいたします。

ただいま指名のとおり、それぞれ常任委員、議会運営委員に選任することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

次に、各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選することになっておりますので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、東森修一君。副委員長、釜坂道弘君。

民生常任委員会委員長、難波靖通君。副委員長、牛尾雅一君。

産業建設常任委員会委員長、石野光市君。副委員長、福永繁一君。

議会運営委員会委員長、小林 博君。副委員長、宮内富夫君。

以上のとおり、それぞれの常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長が決定をいたしました。

日程第10 特別委員会委員の選任

議長 次の日程は、特別委員会の委員の選任でございます。

委員会条例第7条第1項により議長が指名をいたします。

議会広報編集委員会の委員は、広岡史郎君、牛尾雅一君、石野光市君、北山孝彦君、志水正幸君、難波靖通君。以上の6名であります。

お諮りをいたします。

ただいま指名のとおり、それぞれ選任することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの指名のとおり、選任することに決定しました。

次に、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選されておりますので、発表いたします。

議会広報編集委員会の委員長及び副委員長は、委員長に広岡史郎君。副委員長に牛尾雅一君。以上の諸君が委員会において互選されましたので、報告いたします。

日程第 1 1 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

- 議 長 次の日程は、中播衛生施設事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において議員の中から選挙することになっております。
この議員は 2 名であります。
お諮りをいたします。
選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。
お諮りをいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名をいたします。
中播衛生施設事務組合議会議員に牛尾雅一君、吉識定和君を指名いたします。
お諮りをいたします。
ただいま議長において指名いたしました牛尾雅一君、吉識定和君を中播衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名をいたしましたとおり、中播衛生施設事務組合議会議員に牛尾雅一君、吉識定和君が当選されました。
ただいま当選されました牛尾雅一君、吉識定和君が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

日程第 1 2 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙

- 議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において議員の中から選挙することになっております。
この議員は 3 名であります。
お諮りをいたします。
選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。
お諮りをいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名をいたします。
姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員に志水正幸君、高井國年君、福永繁一君を
指名いたします。
お諮りをいたします。
ただいま議長において指名いたしました志水正幸君、高井國年君、福永繁一君
を姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名をいたしましたとおり、姫路福崎斎苑施設事務組合議会
議員に志水正幸君、高井國年君、福永繁一君が当選されました。
ただいま当選されました志水正幸君、高井國年君、福永繁一君が議場におられ
ますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたし
ます。

日程第13 中播農業共済事務組合議会議員の選挙

議 長 次の日程は、中播農業共済事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において議員の中から選挙することになってお
ります。
この議員は2名であります。
お諮りをいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の
方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。
お諮りをいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名をいたします。
中播農業共済事務組合議会議員に釜坂道弘君、宮内富夫君を指名いたします。
お諮りをいたします。
ただいま議長において指名いたしました釜坂道弘君、宮内富夫君を中播農業共
済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播農業共済事務組合議会議員に
釜坂道弘君、宮内富夫君が当選されました。
ただいま当選されました釜坂道弘君、宮内富夫君が議場におられますので、本
席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第14 くれさか環境事務組合議会議員の選挙

議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において議員の中から選挙することになっております。
この議員は3名であります。
お諮りをいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。
お諮りをいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名をいたします。
くれさか環境事務組合議会議員に富田昭市君、小林 博君、北山孝彦君を指名いたします。
お諮りをいたします。
ただいま議長において指名いたしました富田昭市君、小林 博君、北山孝彦君をくれさか環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、くれさか環境事務組合議会議員に富田昭市君、小林 博君、北山孝彦君が当選されました。
ただいま当選されました富田昭市君、小林 博君、北山孝彦君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第15 議席の変更

議 長 次の日程は議席の変更であります。
お諮りをいたします。
議席を変更することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議席の変更を行います。
ただいま、議席の変更が決定いたしましたので、議席番号を報告いたします。
1番、北山孝彦議員
2番、牛尾雅一議員
3番、石野光市議員

4 番、小林 博議員
5 番、志水正幸議員
6 番、福永繁一議員
7 番は欠番となっております。
8 番、難波靖通議員
9 番、宮内富夫議員
10 番、釜坂道弘議員
11 番、東森修一議員
12 番、富田昭市議員
13 番、広岡史郎議員
14 番、吉識定和議員
15 番、高井國年議員
16 番、私、松岡秀人でございます。
以上のおり議席を決定いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま申し上げましたとおり決定しました。
しばらく休憩します。

◇

休憩 午後 1 時 5 7 分

再開 午後 2 時 0 0 分

◇

日程第 16 追加議案の上程、議案説明、質疑、討論・採決

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいま、町長から議案第 33 号、監査委員の選任についての件を追加上程いたしたいとの申し出があります。
この際、監査委員の選任の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、監査委員の選任についての件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

なお、議案第 33 号、監査委員の選任については人事案件であり、議員が関係いたしますので、志水正幸さんには先ほど退席を願いました。

それでは、議案第 33 号、監査委員の選任についてを議題といたします。

これから追加議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

町 長 新しい議会の体制が整いまして、これから町と議会の協力によりまして、町運営を進めてまいることになりました。これからもこれまで同様ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、議案第 33 号、監査委員の選任について、提案をいたします。

氏名は志水正幸さんでございます。この方につきましては、後ほど副町長が説明をいたしますけれども、識見すぐれておられますので、福崎町の監査委員として活躍していただくことは大変ありがたいとこのように思い、提案をいたしております。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 町長からの提案理由の説明が終わりました。
議案第 3 3 号、監査委員の選任について、事務局から朗読いたします。
(書記朗読)
- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を求めます。
副 町 長 議案第 3 3 号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。
本案件は人事案件で、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項並びに福崎町監査委員条例第 1 条に基づき、町長が議会の同意を得て選任するものであります。
先ほど町長が提案説明をいたしましたとおり、前任者から退職願が提出され、地方自治法第 1 9 8 条の規定により、町長が退職の承認をいたしまして、新たに監査委員の選任を提案するものであります。
事務局から朗読がありましたように、住所は福崎町西田原 9 0 6 番地。氏名、志水正幸。生年月日、昭和 2 0 年 2 月 2 3 日。現在 6 6 歳でございます。
監査委員の職務は地方自治法第 2 0 2 条の規定により条例委任されておりました、福崎町監査委員に関する条例に定められています。ご承知のように定期監査、臨時・随時監査、決算審査あるいは例月出納検査等により、町の財務管理、事務事業の執行管理、その他行政運営全般にわたる監査をするものであります。
同氏は人格が高潔で、すぐれた識見を有する方で、職責等に精励され、法に基づき公正にして不偏の態度で職務を執行していただける方でございます。
委員の任期につきましては、同法第 1 9 7 条の規定によりまして、議会議員の場合は議員の任期によるものとなっております。
地方自治法に基づき、町長が委員を選任するに当たり、要件である議会の同意を求めるものでございますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。
- 議 長 以上で、追加議案として上程されました議案についての説明が終わりました。
これから質疑を受けてまいります。
議案第 3 3 号、監査委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論・採決に入ります。
議案第 3 3 号、監査委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 3 3 号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 3 3 号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
しばらく休憩いたします。
- ◇
休憩 午後 2 時 0 6 分
再開 午後 2 時 0 7 分
◇
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
以上をもちまして、第 4 3 7 回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
これにて第 4 3 7 回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 ご異議なしと認めます。

よって、第437回福崎町議会臨時会はこれにて閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は早朝よりご参集を賜り、町長から提案のあった議案に対し慎重審議を賜り、適正妥当なる結論づけをいただき、ありがとうございました。

また、正・副議長選を初め、委員会構成など議員各位のお力添え、またご協力によりまして、無事閉会することができました。本当にありがとうございました。

今後とも皆様方のご協力を得て、福崎町議会のますますの発展のため、微力ながら頑張りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

最後に町長からごあいさつをいただきたいと思います。

町

長 第437回福崎町議会臨時会を閉じるに当たりまして、一言お礼とごあいさつを申し上げます。

提案いたしました二つの議案につきましては、いずれも賛成をしていただきまして、ありがとうございました。

なお、重要な内容であります議会の人事の選挙も行われ、無事終了いたしました。新しい体制でスタートできたことは、大変喜ばしいことでございます。

ことしは町制55周年に当たる年でありまして、いろいろな案件、いろいろなイベントが山積しているという状況でございます。早速ですけれども、5月3日には式典を催したいと考えているわけでございます。

いずれも大事な内容ばかりでございますので、今後とも皆様方の温かいご指導を賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議

長 これにて閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉会 午後2時10分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成23年4月28日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 福 永 繁 一

福崎町議会議員 東 森 修 一